

移動等円滑化取組計画書

令和7年6月18日

住 所 広島県広島市中区10番52号

事業者名 広島県

代表者名 広島県知事 湯崎 英彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

厳島港宮島口旅客ターミナルは、一般旅客定期航路事業者（以下、「旅客事業者」という。）が所有する施設として運営してきたものであるが、施設の老朽化が著しいことから、広島県において平成25年度より宮島口地区港湾整備事業に着手した。

現在はバリアフリー法の基準を満たした「宮島口旅客ターミナル」が令和2年2月29日に供用開始し、周辺の港湾施設を引き続き整備している。

なお、船舶利用者の誘導及び支援については、従前より旅客事業者に委ねている。

(1) 旅客施設の整備に関する事項

今後も現在と同様に利用者の声を取り入れ、施設の利便性の向上を図る。

なお、周辺工事期間中は利用者の利用に支障がないよう工事関係者等と調整しながら整備を進める。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

①運航情報については、不測の事由等により船舶の欠航等が発生した場合は、旅客事業者が宮島口旅客ターミナル内の場内アナウンスにより情報提供を行う。

②車椅子利用者に対しては、旅客事業者が声かけを行い、旅客施設における誘導支援を実施する。

③旅客支援が実施できるよう旅客事業者の船員・乗組員に対して、支援に関する講習を旅客事業者が行う。

④JR 宮島口駅から乗降口までのバリアフリールートを旅客事業者のウェブサイトに掲載する（JR 西日本宮島フェリー）。

Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
視覚障害者誘導用ブロック及び触知案内板の整備	宮島口旅客ターミナルは令和２年２月 29 日に供用した施設であり、バリアフリー法に基づく基準を満たしていると考えているが、利用者の意見などを踏まえながら必要な改善に努める。(前年度から継続)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
職員による旅客の誘導支援	必要に応じて旅客の誘導支援が行えるよう旅客事業者が職員を配置し可能な限り実施する。(前年度から継続)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
職員による旅客の誘導支援	高齢者、障害者等に対して、必要に応じて旅客の誘導支援が行えるよう旅客事業者が職員を配置し可能な限り実施する。(前年度から継続)

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運航情報の提供	不測の事由等により船舶の欠航等が発生した場合は、宮島口旅客ターミナル内において旅客事業者が場内アナウンス又は掲示板等により情報提供を行う。(前年度から継続)
ホームページ等での周知	宮島口旅客ターミナルにおける利便施設（オストメイト、多目的トイレ、車椅子等）の場所、機能、利用方法等についてホームページ等で周知する。(前年度から継続)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇に関する講習の実施	旅客事業者の船員・乗組員に対して、高齢者、障害者等への声かけ、旅客支援に関する旅客事業者が講習を行う。(前年度から継続)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ウェブサイトでの紹介	旅客事業者のウェブサイトでＪＲ宮島口駅から宮島口桟橋までのバリアフリールートを紹介する。(前年度から継続)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

宮島口旅客ターミナル内において、旅客事業者や利用者に対して、申し出があれば車椅子を貸し出す。 ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を広島県、廿日市市及び旅客事業者で共有するとともに、取組の改善に活用する。 広島県、廿日市市及び旅客事業者において、宮島口旅客ターミナルの利用に係る問題点について定期的に情報共有する。 (前年度から継続)

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

ホームページ上に掲載する。

Ⅵ その他計画に関連する事項

--

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。